

伊勢崎市内で転居される時(市内でのお引越し)

【保存版】

最終更新日: 令和6年12月

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で引越しをされた人は、転居届を提出する必要があります。外国人も、日本人と同様に手続きが必要です。【届出期間】住み始めた日から14日以内</li> <li>【届出をする人】本人、世帯主または同一世帯員</li> <li>※代理人の届出の場合は委任状と代理人の本人確認書類等が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバーカード</li> <li>(転居された全ての人で、既に交付を受けている人)</li> <li>・国民健康保険加入者、介護保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、福祉医療費受給者の方は下記の関連する手続き一覧をご覧ください。</li> </ul>	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課</p>	<p>市民課 電話:0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先	
<p>国民健康保険</p> <p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。</li> <li>また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、併せて交換を申し出てください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険証または資格確認書</li> <li>・来庁者の顔写真付きの本人確認書類～以下、お持ちの人～</li> <li>・限度額適用認定証</li> <li>・限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> </ul>	<p>本館1階3番窓口 国民健康保険課 または 各支所 市民サービス課</p>	<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2735</p>	
<p>後期高齢者医療</p> <p>◆後期高齢者医療の被保険者の人</p> <p>窓口での手続きは不要です。 新しい住所地に資格確認書を後日郵送します。(概ね1週間程度)</p> <p>限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を既にお持ちの方は後期高齢者医療資格確認書に併記して郵送します。特定疾病療養受療証を既にお持ちの方は併せて郵送します。</p>		<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2739</p>	
<p>介護保険</p> <p>◆介護保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証を交換します。その際、介護保険施設等に入所される方は、窓口にて申し出てください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険証</li> <li>・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)</li> </ul>	<p>本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課</p>	<p>介護保険課 電話:0270(27)2742</p>	
<p>国民年金</p> <p>◆国民年金・厚生年金を受給している人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更の手続きが必要な場合があります。該当者の方には住所変更届出用の書類を渡します。(年金事務所へ提出)</li> </ul>		<p>本館1階4番窓口 年金医療課 ☆年金受給相談 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2741</p>	
<p>お子さまに関すること</p>	<p>◆福祉医療</p> <p>電子申請をすることができます。本市ホームページから「伊勢崎市&gt;パソコン・スマートフォンによる手続きの案内」と検索し、申請フォームから手続きしてください。受給資格者証等は後日送付されます。電子申請を希望しない人は窓口へお越しください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療費受給資格者証</li> <li>・福祉医療費受給資格者承認通知書</li> </ul>	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2740</p>
	<p>◆児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更に伴う手続きをしてください。</li> </ul> <p>※児童手当を勤務先より受給している公務員の方は勤務先で手続きをしてください。</p>	<p>担当課へお問い合わせください。</p>	<p>東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課</p>	<p>子育て支援課 電話:0270(27)2750</p>
	<p>◆学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更手続きをしてください。保護者を変更する場合は届出が必要です。</li> <li>また、学校区外転居の場合は転校手続きがあります。ただし、一定期間今までの学校に通学を希望する場合は、指定学校の変更手続きをしてください。</li> </ul>	<p>【転校の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前の学校の「在学証明書」</li> <li>・前の学校の「教科用図書給与証明書」</li> </ul>	<p>本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課</p>	<p>学務課 電話:0270(27)2787</p>
	<p>◆未就学児童(入学前年の9月1日以降に転居した場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学のための変更手続きをしてください。</li> </ul>		<p>本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課</p>	
<p>水道</p> <p>◆水道を使用している人が違う場所で水道を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道の使用を開始または中止する場合は、事前に届出をしてください。契約者が変わる場合も、届出をしてください。</li> <li>まずは電話でお問い合わせください。</li> </ul>		<p>上下水道局 所在地:連取元町170番地3</p>	<p>上下水道局 料金窓口 電話:0270(30)1230</p>	
<p>税</p> <p>◆市税等の口座振替登録がある人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の登録に変更が必要な場合は収納課にお問い合わせください。</li> </ul>		<p>本館2階21番窓口 収納課</p>	<p>収納課 電話:0270(27)2722</p>	

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です。